

# お取引時の確認についてのお願い

当組合では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「同法」といいます)により、口座開設などのお取引を開始されるときに、お客さまの氏名、住所、生年月日の本人確認をさせていただいております。

同法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日からは新たに、ご職業・事業内容、お取引の目的等についても確認させていただくことになりました。何卒ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 「お取引時確認」が必要な取引

口座開設、貸金庫などのお取引を開始されるとき  
 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い、外貨両替に係るお取引をされるとき  
 10万円を超える現金によるお振込み(外国送金を含む)、公共料金等のお支払い、持参人払式小切手による現金の受け取りなどのお取引をされるとき  
 融資取引 など

これらのお取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

## 「お取引時確認」の確認事項とご提示いただく書類

確認事項 ( :平成 25 年 4 月 1 日からの追加確認事項)		ご提示いただく書類 (原本をお持ち下さい)
個人のお客さま	氏名、住所、生年月日	運転免許証・運転経歴証明書(写真付き) パスポート 住民基本台帳カード(写真付き) 各種年金手帳 各種健康保険証 母子健康手帳 在留カード、特別永住者証明書 等
	<b>ご本人以外の方が来店された場合</b> 来店された方の氏名・住所・生年月日およびご本人のために取引を行っていること。	上記の書類とあわせて、委任状など、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。
	<b>ご職業・お取引を行う目的</b>	お客様の申告により確認させていただきます。
法人のお客さま	名称、本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書 印鑑登録証明書 等 (発行日から 6 か月以内のもの)
	ご来店された方(お取引を担当される方)の氏名、住所、生年月日	上記の「個人のお客さま」に記載の書類とあわせて、社員証など、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。
	<b>事業の内容</b>	登記事項証明書(発行日から 6 か月以内のもの) 定款 等
	<b>お取引を行う目的</b>	お客さまの申告により確認させていただきます。
	<b>株式会社等の場合、25%を超える議決権を有している方の有無およびその方の氏名、住所、生年月日</b>	お客さまの申告により確認させていただきます。 議決権保有比率が 25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店又は主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 議決権保有比率が 50%超の方がいる場合には、その方についてだけ確認させていただきます。 一般社団法人等においては、代表者の方の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客様についても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。

お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

上記の確認事項の確認ができない場合は、お取引をお断りすることがあります。

上記の確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられております。

詳しくはお取引店の窓口等にお問い合わせください。